⑺　次に掲げる主任技術者又は監理技術者を配置できること。

①　単体で申請の場合、以下の㈠～㈢の条件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

㈠　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者であること。

㈡　平成14年度以降（平成14年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる同種工事の元請としての施工経験を有すること。同種工事は、上記⑹①に同じ。

㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㈣　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が代表で上記㈠～㈣の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を１名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。

②　共同で申請の場合の代表者は、上記①㈠～㈣の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

③　共同で申請の場合の代表者以外の構成員は、上記①㈠、㈢、㈣及び以下の元請としての施工実績要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

・学校教育法第１条による学校施設建築工事で鉄筋コンクリート造の校舎（校舎及び屋内運動場・付属施設を含む新築工事。）であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構及び木津川市から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑼　工事請負契約の履行にあたって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑿　当機構西日本支社（所管事務所を含む。）発注工事の工事成績について、資料の提出期限日から過去１年以内において60点未満のものがないこと。（過去１年の起点は完成引渡日とする。）

⒀　当機構が関西地区において平成22年４月１日以降に発注した工事種別「建築」（同期間内に工事種別「枠組み協定一括発注」、「追加工事協定一括発注」又は「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「建築」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、競争参加資格の確認基準日において、下記の条件をすべて満たしていること。

①　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒁　低入札価格調査対象となった者は、以下の条件をすべて満たすこと。

①　上記⑺に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。（共同企業体の場合は、構成員各々が１名以上追加配置できること。）

②　追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。

⒂　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、上記⑴から⒁及び次の①に掲げる条件を満たす者で構成され、かつ、次の②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。なお、経常建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として申請することはできない。

①　各構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事業の許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。

②　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては30%以上、３者で構成される場合にあっては20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⒃　特定建設工事共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、以下の㈠ａ）からｄ）の書類を事前に提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、早めに提出すること。）

㈠　提出書類

ａ）共同企業体受付票（様式１）　２部

ｂ）共同請負入札参加資格審査申請（様式２）　１部

ｃ）委任状（共同企業体代表者への委任）（様式３）　１部

ｄ）特定建設工事共同企業体協定書（様式４）　１部

㈡　提出期間　平成24年６月18日（月）から平成24年７月10日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後５時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで

㈢　提出場所　下記４⑴に同じ

㈣　提出方法　上記㈠ａ）からｄ）の提出は、提出場所へ持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

申請書及び資料の提出は、上記㈠ａ）からｄ）を受領した日から水曜日を経過した日（木曜日）より提出できる。

なお、期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　分類　本工事は総合評価落札方式の施工技術確認型（タイプＢ）であり、現場説明書、設計図面、公共建設工事標準仕様書及び関連法規等に明記された標準的な内容を超える提案を求めるもので、発注時の構造等、実施設計に変更を加える提案は行ってはならないものとする。

⑵　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する「企業の技術力」「配置予定技術者」及び「施工計画」の評価項目、評価基準及び配点は、別添１「総合評価方式における評価基準（タイプＢ）」のとおりとする。

⑶　総合評価の方法　上記⑵の入札の評価に関する基準に示す評価項目の提案について、標準的なものは標準点100点とし、評価基準以上のものとして当機構が「評価」した提案においては、最大40点を加算する。

⑷　落札者の決定方法　入札参加者は「価格」と「企業の技術力」「配置予定技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑶によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２名以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

⑸　落札者が提案し当機構が評価した「施工計画」に関する提案については、契約内容の一部となるものであり、工事契約時において当機構と請負業者間で施工計画の履行に係る覚書（以下「覚書」という。）を交換するものとする。

⑹　履行状況から、請負者の責により当機構が評価した提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。